

埼玉県下水道局経営懇話会設置要綱

(目的)

第1条 流域下水道事業の適正な運営に向け、外部有識者等の意見・評価を活用した経営マネジメントをしていくため、埼玉県下水道局経営懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、次の事項を所掌する。

- (1) 下水道局経営戦略及び経営マネジメント目標に係る進捗状況等の評価に関すること。
- (2) その他下水道局の経営全般に関すること。

(委員等)

第3条 懇話会の委員は、10名以内とする。

- 2 委員は、企業経営に優れた見識を有する者等幅広い分野から下水道事業管理者が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 上記に定めるもののほか、下水道事業管理者は必要に応じて顧問を委嘱することができる。

(座長)

第4条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会の議長となり、会務を総理する。

(会議の公開)

第5条 懇話会の会議は公開する。ただし、出席した委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(庶務)

第6条 懇話会の庶務は、下水道局下水道管理課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行する。

この要綱は、平成26年6月11日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年1月11日から施行する。